

令和5年度第1回東大阪市住工共生まちづくり審議会 次第

日時：令和5年11月7日（火）午後1時00分～

場所：クリエイション・コア東大阪 南館3階 研修室

- 1 審議会委員の紹介 __ 3 ページ
- 2 本審議会について __ 5 ページ
- 3 議題1 住工共生まちづくり事業にかかる取組みについて __ 7 ページ
- 4 議題2 住工共生相隣環境対策支援補助金交付要綱の一部改正について
__ 15 ページ
- 5 議題3 施策等の実施状況の公表および意見募集について __ 21 ページ
- 6 その他

【参考資料】

- ① 東大阪市住工共生のまちづくり条例 __ 35 ページ
- ② 東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付要綱 __ 40 ページ

東大阪市住工共生まちづくり審議会委員名簿 (委嘱期間:令和4年12月14日から令和6年3月31日)

No	委員氏名	役割	肩書	分野	区分
1	桑野 博行	会長	大阪商大総合経営学部経営学科教授	地域経済	学識経験者
2	濱田 學昭	副会長	元和歌山大学特任教授 東大阪市都市計画審議会委員	都市計画	学識経験者
3	芦塚 格	委員	近畿大学経営学部経営学科教授	経営	学識経験者
4	大石 房枝	委員	成和校区自治連合会女性部長	自治協議会	その他市長が適当と認める者
5	奥田 晃生	委員	近畿大学総合文化研究科 文化・社会学専攻 都市学コース修士課程	大学	その他市長が適当と認める者
6	加茂 みどり	委員	追手門学院大学地域創造学部地域創造学科教授	生活環境	学識経験者
7	阪上 義治	委員	東大阪商工会議所専務理事	商工会議所	その他市長が適当と認める者
8	竹中 佐江子	委員	株式会社竹中製作所代表取締役社長	事業者	その他市長が適当と認める者
9	松浦 善光	委員	市民委員	市民公募	公募に応じた者
10	松下 寛史	委員	株式会社松下工作所代表取締役	事業者公募	公募に応じた者

※五十音順

○東大阪市住工共生まちづくり審議会規則

平成25年3月31日東大阪市規則第62号

改正

平成27年3月27日規則第27号

令和2年3月18日規則第7号

東大阪市住工共生まちづくり審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市住工共生のまちづくり条例（平成25年東大阪市条例第5号）第19条第4項の規定に基づき、東大阪市住工共生まちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募に応じた者
- (3) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、前条第2項の規定により委嘱された日が属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市魅力産業スポーツ部において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定による委嘱後最初の審議会の招集及び会長が選出されるまでの間における審議会の運営は、市長が行う。

附 則（平成27年3月27日規則第27号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に委嘱される委員の任期について適用し、同日前に委嘱された委員の任期については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に在職する会長及び副会長の任期については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月18日規則第7号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案 1 住工共生まちづくり事業 にかかる取組みについて

～前回審議会でのご意見をふまえて～

MONOZKURI CITY
HIGASHIOSAKA
WHERE THE ANSWER IS

東大阪市 都市魅力産業スポーツ部
モノづくり支援室
2023.11.7

ご意見一覧（前回審議会2022.12.23）

1. PR不足（各種補助金・住工共生）
2. 本市で工場・用地を取得したくなる施策
3. 相隣環境対策支援補助金の要件見直し

1. PR不足（各種補助金・住工共生）

【具体的内容】

- ・補助金全般のPR不足
- ・商工会議所や業界団体や関係部局との連携・周知
- ・市民・事業者への発信手段の検討
- ・商工会議所月報の活用

前提 東大阪市住工共生のまちづくり補助金について

1. PR不足（各種補助金・住工共生）

工場を新築・増築・取得するとき

住工共生モノづくり立地促進補助金

対象:モノづくり推進地域で新たに工場を立地するモノづくり企業・工場所有者・土地所有者

条件:延床面積500㎡以上（工業専用地域は1,000㎡以上）

補助:土地・家屋の固定資産税・都市計画税の一定割合を3年間補助

工場を移転するとき

工場移転支援補助金

対象:市内の工業専用地域とモノづくり推進地域以外に立地するモノづくり企業

条件:工業専用地域又はモノづくり推進地域へ移転すること

補助:上限500万円 補助率 1/2

騒音・振動対策をするとき

相隣環境対策支援補助金

対象:市内モノづくり企業

条件:住宅側から申し立てられた苦情に対して改善対策を実施すること

補助:上限300万円 補助率 1/2

モノづくり企業に土地を売却するとき

事業用地継承支援対策補助金

対象:土地の売主

条件:モノづくり推進地域の既存の事業用地を引き続きモノづくり企業に売却すること

補助:売買金額の3%以内 上限500万円

(1) 関係機関との連携



(2) 発信手法の見直し



中小企業だより

東大阪市電子申請システム

パンフレットの見直し

取組① 東大阪商工会議所月報でのPR



- ・発行部数6,200
- ・毎月発行
- ・経営者へダイレクトに郵送

東大阪市は、製造業の操業環境を保全するとともに、住工共生のまちづくりをすすめています

補助金のご案内

<p>工場を新築・増築・取得するとき</p> <p>■住工共生モノづくり立地促進補助金</p> <p>対象：モノづくり推進地域に新たに工場を建設するモノづくり企業（工場面積は1,000㎡以上）</p> <p>補助：土地・建物の固定資産税・都市計画税の一定割合を3年減額</p>	<p>工場を移転するとき</p> <p>■工場移転支援補助金</p> <p>対象：市内の工業用地域とモノづくり推進地域以外に工業用地域へ移転するモノづくり企業</p> <p>条件：工業用地域又はモノづくり推進地域へ移転すること</p> <p>補助：上限500万円 補助率1/2</p>
<p>騒音・振動対策をすするとき</p> <p>■低騒音環境対策支援補助金</p> <p>対象：市内モノづくり企業</p> <p>条件：住宅から発生した騒音等に対して防音等の対策などの取組を実施すること</p> <p>補助：上限300万円 補助率1/2</p>	<p>モノづくり企業に土地を売却するとき</p> <p>■事業用地継承支援対策補助金</p> <p>対象：土地の売却</p> <p>条件：モノづくり推進地域の現地の事業用地売却に活用が完了し、新たな工場の建設をされること</p> <p>補助：売却金額の3%以内、上限500万円</p>

※「モノづくり推進地域」とは、モノづくり企業の集積を維持するために本市が指定した工業地域全域と準工業地域の約91%の区域を指します

水走三・四丁目地域を新たに特別用途地区に指定しました

特別用途地区内では、

- Point 01.** 良好な操業環境を保全するため、住宅・マンション等の建築が制限されます
- Point 02.** 工場の新規立地等に関する上記補助金の要件が緩和し、優遇内容が拡大します

令和5年7月1日から指定

川原町・水走三丁目地域は平成29年4月1日に指定済

詳細は、ホームページからご確認ください

取組② 永和信用金庫さまにてセミナーを開催

1. P R 不足 (各種補助金・住工共生)

東大阪市 「企業支援事業活用」セミナー
 ～モノづくり企業のための支援施策ガイド～
 2023年 **7月6日(木)** **受講料無料**
 15時00分～16時30分

●会場 クリエイション・コア東大阪
 南館3F 研修室
 東大阪市荒本北1-4-1
 近鉄けいはんな線荒本駅1番出口徒歩5分
 ※お車での会場はご遠慮ください

●定員 30名(当金庫の職員も参加)

●講師 東大阪市より招致

●共催 東大阪市都市魅力産業スポーツ部 モノづくり支援室
 東大阪市企画財政局 企画室 企画課

◆主な補助金・助成メニュー
 (万博出席支援・住工共生のまちづくり関連・省エネ設備更新事業補助金…etc)
 ◆製品開発支援
 (東大阪デジタルプロジェクト…etc)
 ◆販路開拓支援
 (東大阪ブランド・フロンストップ相談窓口…etc)
 ◆経営相談事業
 (脱炭素化・省エネ化含めの特設全額)

申込締切日: **6月27日(火)**

お申込欄(記入後お取引店にご提出ください)

会社名	電話番号
お名前	お取引店

お問い合わせ 永和信用金庫 経営企画部 06-6633-1100 06-6643-4720

1 住工共生のまちづくり

モノづくり企業の操業環境
 の保全・創出を推進します。
 市民の良好な住環境

住工共生のまちづくり条例

- ★市内の工業地域および準工業地域の9割をモノづくり推進地域に指定
- ★モノづくり推進地域内の製造業の立地を維持・促進するための補助金
- ★モノづくり推進地域内での住宅建築には協議が必要
- ★特別用途地区の指定、地区計画の実施

HIGASHI-OSAKA

■相隣環境対策支援補助金

騒音・振動対策をするとき

対象：市内モノづくり企業

条件：住宅側から申し立てられた苦情に対して改善対策を実施すること

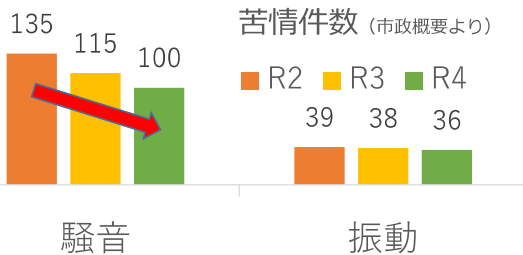
補助：騒音・振動対策に係る改修費用
 上限300万円 補助率1/2

取組③ 東大阪市 環境部 公害対策課との連携

1. P R 不足 (各種補助金・住工共生)

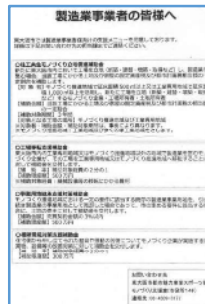
(1) 意見交換

- ・ 頻度：年2回 (R5)
- ・ 内容：苦情の傾向、実情等



- ・ うち製造業は1/5ほど
- ・ 対策を要する法定基準超の事例は僅か
- ・ 年々減少傾向 (新工場は対策十分)

(2) 案内資料の見直し



製造業事業者の皆様へ

東大阪市では、
 製造業事業者様向けの支援メニューを
 用意しております。
 詳細は、下記担当までご連絡ください。

住工共生のまちづくり

モノづくり企業の操業環境と市民の良好な住環境の保全・創出を推進します。

工場を新築・増築・取得するとき 住工共生モノづくり立地促進補助金 対象：モノづくり推進地域指定地区(1)地区(2)地区 条件：(1)地区は300万円以上(2)地区は1,000万円以上 ※：土壌・震源の調査費補助、都市計画図面の作成費は3年分補助	工場を移転するとき 工場移転支援補助金 対象：市内の工業地域指定モノづくり推進地域内に 工業用地を借り受ける 条件：工業用地指定モノづくり推進地域へ移転すること 補助：上限500万円(補助率1/2)
騒音・振動対策をするとき 相隣環境対策支援補助金 対象：住宅側から申し立てられた苦情に対して改善対策を実施すること 補助：上限300万円(補助率1/2)	モノづくり企業に土地を売却するとき 事業用地継承支援補助金 対象：住居系住居 条件：モノづくり推進地域指定地区の事業用地を 売却すること ※：モノづくり推進地域指定地区の事業用地を 売却すること 補助：売却価格の3%以内(上限500万円)

※「モノづくり推進地域」とは、
 工業地域の全てと準工業地域の大半を指します。

【お問い合わせ先】

東大阪市 都市魅力産業スポーツ部 モノづくり支援室
 TEL 06-4309-3177 Mail: monoosaku@city.higashi-osaka.lg.jp

取組④ 東大阪市中小企業だよりでの発信

1. P R 不足 (各種補助金・住工共生)

東大阪市中小企業だより



- ・メルマガ（登録者数4,000）
- ・ホームページでも公開
- ・発行：毎月＋臨時

計3回掲載

3 住工共生のまちづくり条例にかかる施策について

URL=<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000036875.html>

**【意見募集！】よりよい施策のため、
ぜひあなたのご意見をお寄せください**

↓

<https://lappo.task-asb.net/cv/272272/ea/residents/procedures/apply/9264985b-2c24-4fb6-8158-912513ed12a8/start>

本市では平成 25 年に住工共生のまちづくり条例を制定し、市民の良好な住環境の確保及びモノづくり企業の操業環境を保全・創出するための施策に取り組んできました。
このたび、条例第 20 条に基づき、昨年度までの施策の状況を公表し、広く市民やモノづくり企業等のみなさまからそれに対する意見を募集いたします。いただきましたご意見につきましては、とりまとめて住工共生まちづくり審議会に報告するとともに、今後の施策に活かしてまいります。
ぜひご意見をいただきますようお願いいたします。

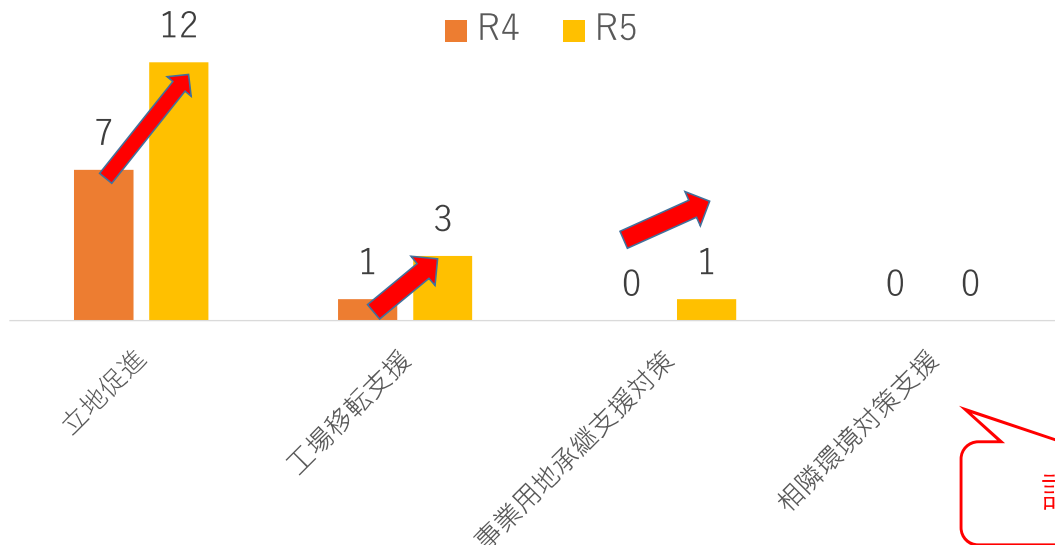
意見募集期間	令和 5 年 8 月 14 日（月）から令和 5 年 9 月 15 日（金）
対象者	市内在住・在勤・在学の方または市内に事業所を有する法人等

【お問い合わせ先】
都市魅力産業スポーツ部 モノづくり支援室
TEL:06-4309-3177 FAX:06-4309-3846

結果 補助金にかかる相談件数が増

1. P R 不足 (各種補助金・住工共生)

補助金ごとの相談件数（上半期）



課題

2. 本市での工場・用地を取得したくなる施策

【具体的意見】

- ・ 東大阪市で工場を作りたい、用地を取得したいという政策、製造業の発展のための政策が必要
- ・ モノづくりのまちとしてのデザイン・発信が必要
- ・ 未来を切り開くアイデアや突出する力も必要

取組① 市内企業のニーズ調査（サウンディング型市場調査）の実施

2. 本市での工場・用地を取得したくなる施策

1. 調査日時
⇒ 2023.6～9

2. 調査対象
⇒ 右記のとおり

3. 調査結果 - 4社参加
(製造業2, 不動産業2)

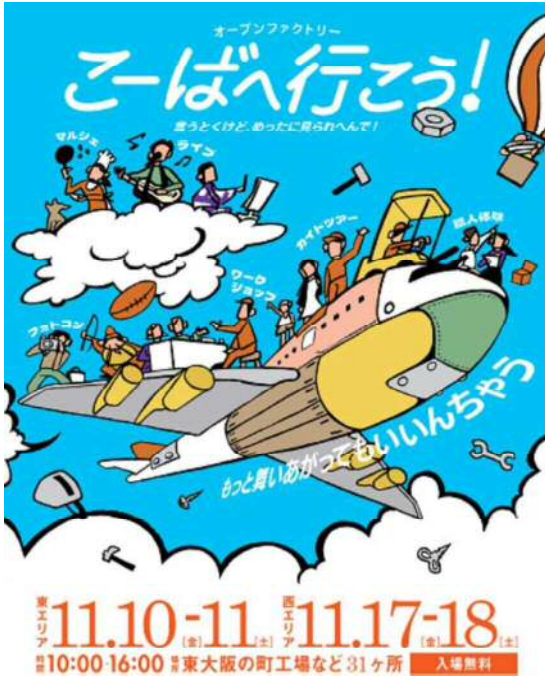
⇒ 市場性あり

- ① モノづくりのまち東大阪の工場集積 ⇒ 他工場との連携・スムーズな事業可
- ② 交通の便及び地価とのバランスが良好
- ③ 沿岸とも距離があるため災害リスクが低い
- ④ 住宅・マンション等の建築ができないというルール(高井田のみ)は、**製造業にとって好ましい**
- ⑤ 住宅地が近くにあり、製品の販売や人材の確保の点で有利
- ⑥ そのような立地条件における、これだけの広さの物件は希少

① 市営南蛇草住宅敷地	名称	② 高井田中一丁目地区市有地
渋川町一丁目 66 番 3	地番	高井田中一丁目 37 番 1、35 番 3
旧市営南蛇草住宅	既存建物等	旧さくら公園 旧療育センター 旧中高井田集会所 市営高井田 3 住宅跡地
約 2,000 m ²	敷地面積	約 4,400 m ²
工業地域	用途地域	工業地域

取組② オープンファクトリー事業の拡充

2. 本市での工場・用地を取得したくなる施策



項目	R4	R5
日数	2	4
参加企業数	21	33
参加人数	4,290	?

- ・ 東大阪市自治協議会にて周知
- ・ JR西日本(株)等の企業,団体との協働
- ・ 海外からの参加希望もあり

取組③ 時流を見据えた新規事業の実施

2. 本市での工場・用地を取得したくなる施策

万博参画支援事業

概要 目的

モノづくりのまち東大阪のPR
(未来社会への対応力や高い
技術力を有する多数の企業)

- 出展企業情報をまとめた媒体を作成し、国内外に広くアピール
- 出展企業へ開発支援・出展料を補助

特徴



DX/IT導入支援事業

(東大阪商工会議所/市委託事業)

IT機器導入に際しての
効率的な情報収集を
目的とした展示会を開催

- ITツールのベンダー20社を一堂に集めた展示会を開催し、マッチング機会を創出
 - ・ 来場者へのアドバイザリーのため専門家を配置
- 同日にセミナーも開催
 - ・ デジタル化の必要性
 - ・ 機運醸成
 - ・ 支援機関の補助メニュー
 - ・ 金融機関の融資制度

議案2 相隣環境対策支援補助金について

補助金の目的

3. 相隣環境対策支援補助金の要件見直し

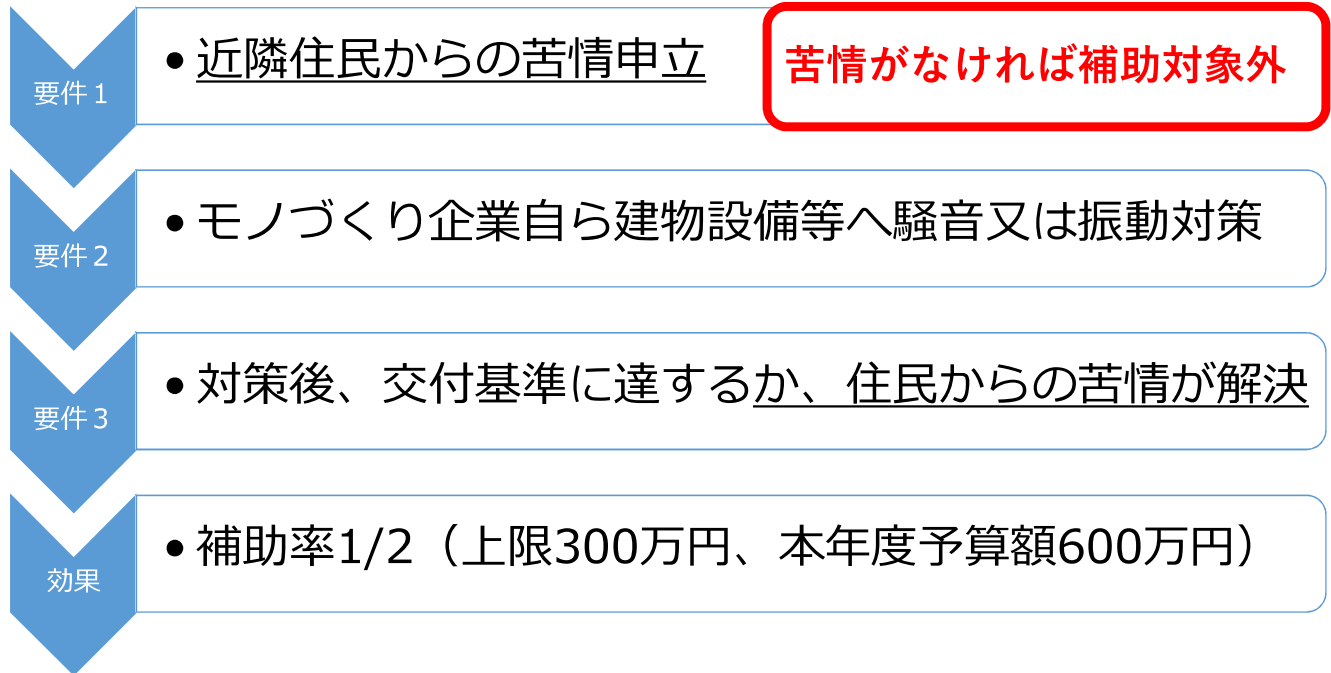
工場と住宅が隣り合うようなケース

企業側の環境対策を支援

住公共生を実現

補助要件

3. 相隣環境対策支援補助金の要件見直し



ご意見（前回審議会2022.12.23）

3. 相隣環境対策支援補助金の要件見直し

【具体的内容】

- 近隣住民からの苦情があってはじめて本補助金を活用できるというのではなく、発生する騒音等に対し企業が自主的に行動した場合についても、補助金制度を活用できれば、問題が起こる前に対処することができると思う

必要性（現況）

(1) 補助金交付状況
 (直近5年の平均)
 ・ 件数：1.2件
 ・ 予算執行率：30%
 (当初予算額600万円)

(2) 苦情件数
 ・ 年間約30件
 (モノづくり企業)
 ・ 年々減少傾向

**苦情要件があることで補助金活用の
 場面が限られてしまっている
 ⇒ 苦情要件の撤廃が必要**

相当性（リスクの検討）①

苦情要件を撤廃することで、妥当性を欠く事例に対しても補助金を支出してしまわないか

「交付基準に達すること」
 という要件あり
 ⇒ 対策の前後を比較し、
 客観的評価が可能

区域の区分		時間の区分		
		朝・夕	昼 間	夜 間
第一種	第1・2種低層住居専用地域	45	50	40
第二種	第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域、準住居地域 用途地域の指定のない地域	50	55	45
第三種	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60	65	55
第四種	工業地域、 工業専用地域の 一部	60	65	55
	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50 メートルの区域及び上記の区域の境 界線から15メートル以内の区域 そ の 他 の 区 域	60	65	55
区域の区分		時間の区分		
		昼 間	夜 間	
全区域		60	55	

相当性（リスクの検討）①

苦情要件を撤廃することで、妥当性を欠く事例に対しても補助金を支出してしまわないか

騒音・振動対策は、
収益にはならない
↓
対策前に本市に相談
↓
費用を自社が全額支払
↓
認定後も半分は自社負担

左記スキームからしても、
妥当性を欠く事例に対し
補助金を支出してしまう
おそれはない

相当性（リスクの検討）②

本市だけの行き過ぎた要件緩和であり、
多額の予算が必要になる事態にならないか

⇒ 府下自治体の調査を実施
(次ページ)

相当性（リスクの検討）②

	東大阪市	豊中市	高槻市	枚方市
名称	相隣環境対策支援補助金	操業環境対策補助金	企業定着促進補助金	住工共生環境対策支援事業補助金
補助額 (補助率)	10~300万円(1/2)	~300万円(2/3)	~500万円(1/2)	~500万円(1/2)
R5予算額	600万円	900万円	1000万円	500万円
要件	主体:モノづくり企業 対象:騒音又は振動 ゴール:対策後交付基準クリア or 苦情の解決	主体:限定なし 対象:騒音・振動・悪臭 ゴール:数値でのみ比較 ・事業前 - 各法令の範囲内 ・事業後 - 以下の値をクリア 騒音・振動: 厳しい規制基準値 悪臭: 1/10以下	主体:中小企業かつ製造業 対象:騒音・振動・悪臭等(限定なし) ゴール:周辺住民の生活環境を保全する効果の見込(ただし、測定器や検査機関による工前後の定量的な効果確認を要する)	主体:中小企業かつ製造業 対象:騒音・振動・臭気 ゴール:周辺住民の生活環境の保全等への配慮が図られる見込
課題・備考	「苦情を前提」としているのは本市のみ(他市は、数値の改善や効果の見込で可としている)			・R5.4~対象拡充(周辺住民から苦情を受けて取り組む環境対策のみでなく、予防的措置にも活用できるように) ・R5 上半期1件(ここ数年ゼロ)

※ ハ尾市は、同種の補助金なし

相当性（リスクの検討）②

本市だけの行き過ぎた要件緩和であり、多額の予算が必要になる事態にならないか

【結論】

本市だけの行きすぎた要件緩和ということではなく、むしろ、他市並みの要件となるだけであり、かつ、多額の予算が必要になるような事態も想定されない

要綱を一部改正し、苦情要件を撤廃することが相当である

(議題3) 施策等の実施状況の公表及び意見募集について

1. 概要 - 東大阪市住工共生のまちづくり条例第20条第1項に基づき、施策等の実施状況を公表し、広く市民やモノづくり企業等の皆様からそれに対する意見を募集しました。

(施策の実施状況の公表等)

- 第20条 市長は、毎年度、住工共生のまちづくりについて、この条例に基づく施策等の実施状況を公表し、広く市民、モノづくり企業等の意見を求めるものとする。
- 2 市長は、毎年度、この条例に基づく施策等の実施状況及び前項の規定に基づく意見を審議会に報告するものとする。
- 3 (略)

2. 公表内容 - 次ページのとおり

3. 期間 - 令和5年8月14日から9月15日まで

4. 広報

① 市政だより

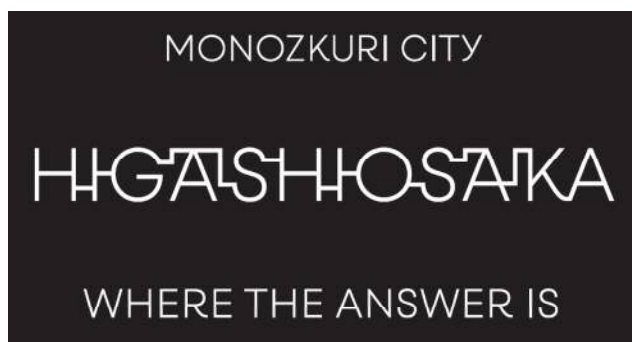
② ホームページ

③ 中小企業だより

④ 電子申請システム

5. 意見 - 提出はありませんでした。いっそうの広報の拡充に努めてまいります

住工共生のまちづくりの施策等の 実施状況について



東大阪市 都市魅力産業スポーツ部
モノづくり支援室
2023.8

住工共生のまちづくりを推進するため、
東大阪市は次の施策に取り組んでいます

- (1) 市民とモノづくり企業が共生できる環境のための施策
- (2) 住工混在の緩やかな解消のための施策
- (3) モノづくり企業の立地の促進及び操業の継続のための施策
- (4) その他住工共生のまちづくりのための施策

語句の定義

条例

- ・ 住工共生のまちづくりを総合的に推進するために平成25年に施行した「東大阪市住工共生のまちづくり条例」をいう。

モノづくり 企業

- ・ 本市の区域内において、製造業を営んでいるものをいう。

モノづくり 推進地域

- ・ 工場の集積を維持するため条例に基づき指定した市内の工業地域全域と準工業地域91%をいう。

(1) 市民とモノづくり企業が 共生できる環境のための施策

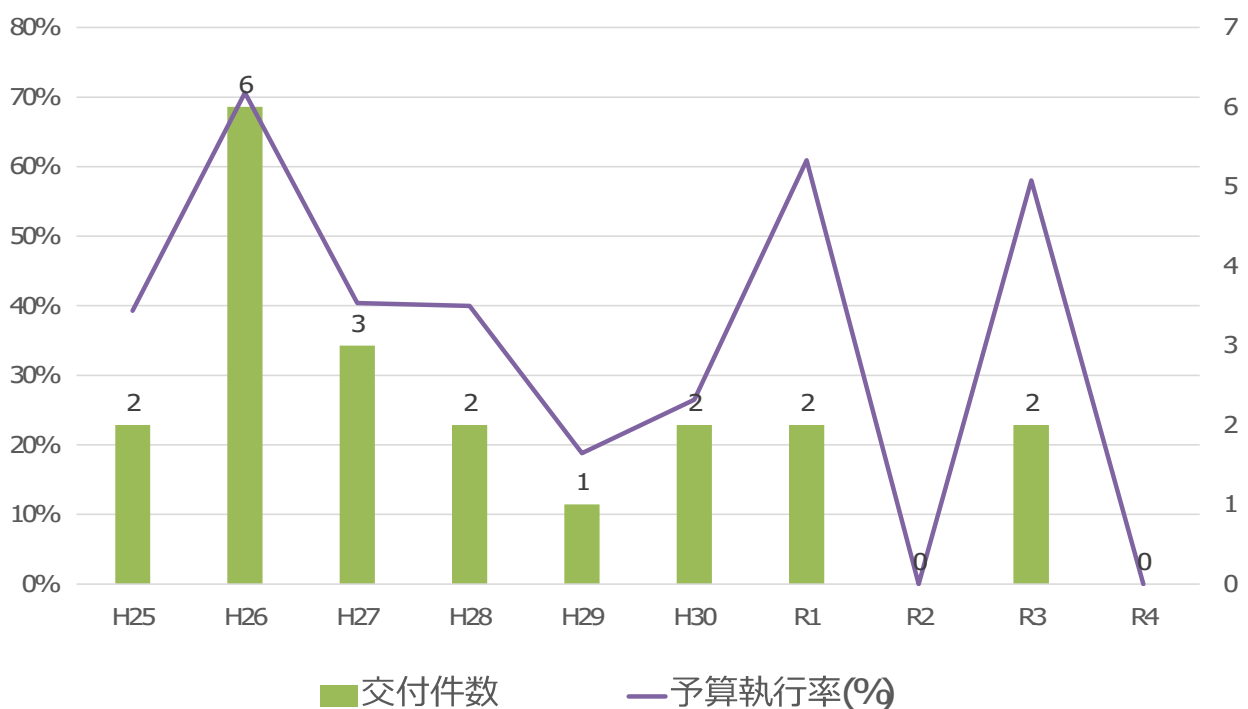
(1) 市民とモノづくり企業が共生できる環境のための施策

相隣環境対策支援補助金

概要	住宅側から申し立てられた騒音や振動の苦情について、モノづくり企業が実施する建築物、設備等の改善対策に対して補助金を交付
補助対象経費	モノづくり企業が実施する建築物、設備等の改善対策にかかる費用
補助限度額	300万円
補助率	1/2
補助対象者	改善対策を行うモノづくり企業

(1) 市民とモノづくり企業が共生できる環境のための施策

相隣環境対策支援補助金交付実績



(2) 住工混在の緩やかな 解消のための施策

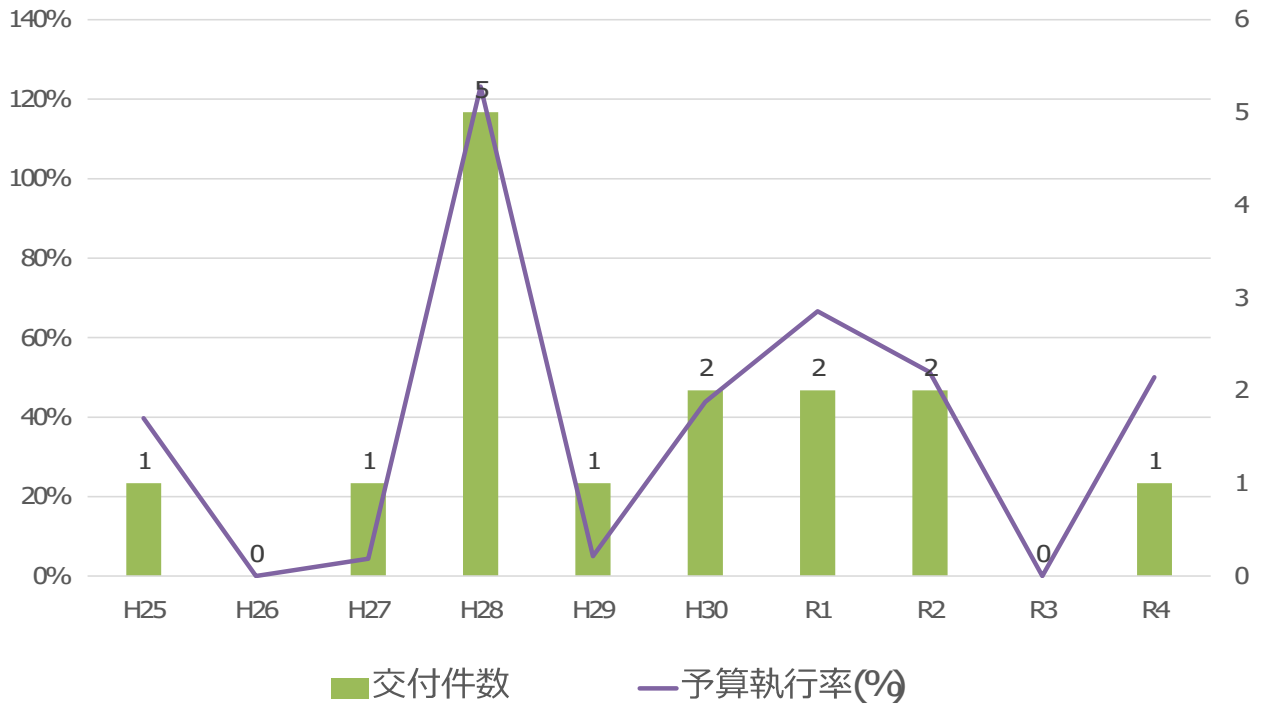
(2) 住工混在の緩やかな解消のための施策

工場移転支援補助金

<p>概 要</p>	<p>住工混在を解消するために、市内の工業専用地域とモノづくり推進地域以外の地域で製造業を営むモノづくり企業が、その工場を市内の工業専用地域又はモノづくり推進地域へ移転する場合に補助金を交付</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>機械設備の移転にかかる費用 (移転先が特別用途地区の場合は、事務所の移転にかかる費用も対象)</p>
<p>補助限度額</p>	<p>500万円</p>
<p>補助率</p>	<p>1/2 ※特別用途地区内のへの工場移転については2/3</p>
<p>補助対象者</p>	<p>工業専用地域及びモノづくり推進地域以外の用途地域から、工業専用地域もしくはモノづくり推進地域へ工場を移転するモノづくり企業</p>

(2) 住工混在の緩やかな解消のための施策

工場移転支援補助金交付実績



(2) 住工混在の緩やかな解消のための施策

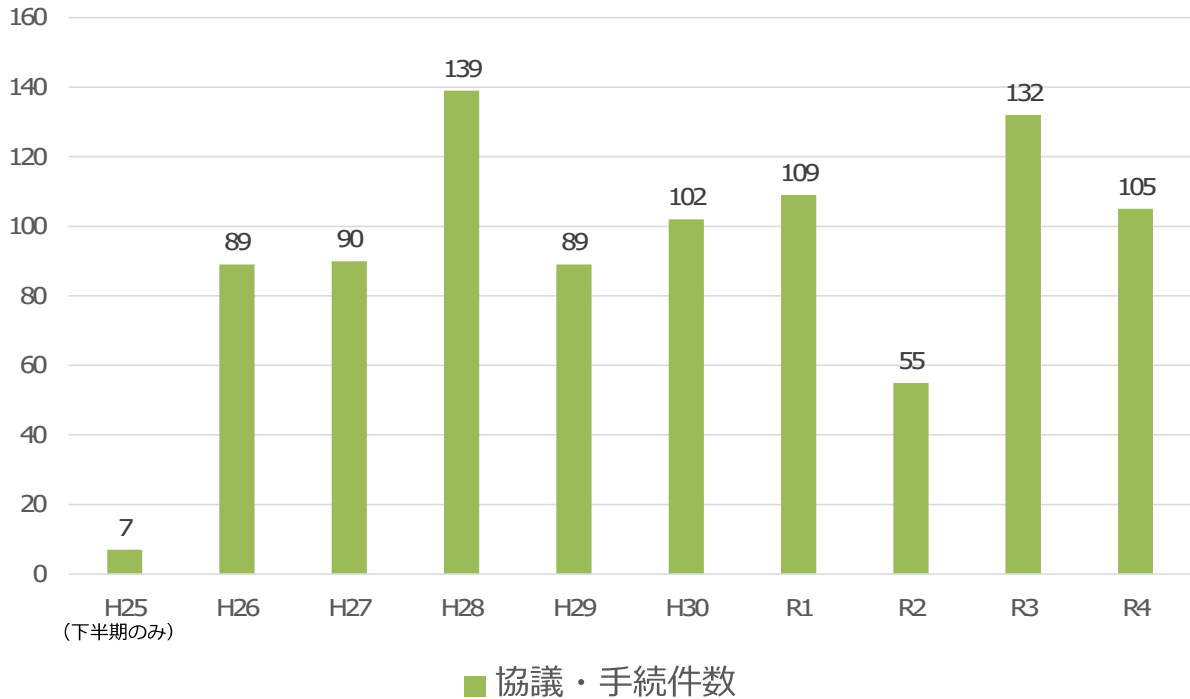
住宅建築にかかるルール

概要

モノづくり推進地域において住宅を建築するときに、建築主が、市との協議や周辺の工場への事前説明等の手続を行うもの。

(2) 住工混在の緩やかな解消のための施策

住宅建築にかかる協議・手続の実績



(2) 住工混在の緩やかな解消のための施策

高井田中一丁目地区 地区計画の策定 (H29)

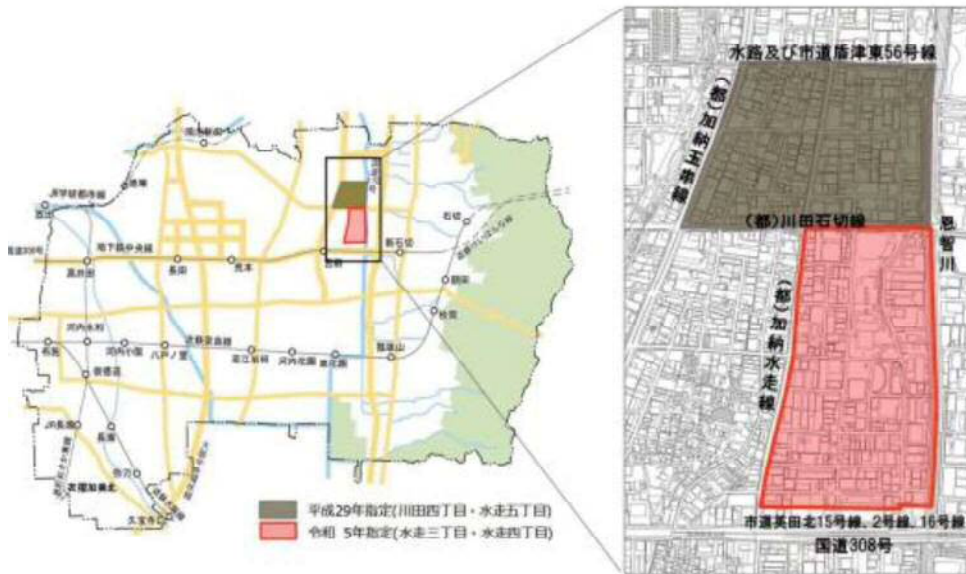
住工が調和して共存するモノづくりのまち
高井田を目指します。



- I 住民と企業がともに誇りに思える「モノづくりのまち高井田」をまもりまします。
 - ◇ 住工が調和した環境を構築しながら、工場の跡地や低未利用地は工場になるよう、工場を誘致します。
- II 住民と企業がお互い居住し操業するうえで、環境を悪化させることのないようにします。
 - ◇ 住工が調和して共存する地区にふさわしくない次のような施設の立地を制限します。
 - 例えば、◎ 射幸心をあおるパチンコ屋、場外馬券売り場など
 - ◎ 住工双方と関係のないボーリング場、スケート場など
 - ◎ 地区に関係のない車や人の交通を増やす大型スーパーなど
 - ◎ 防災上危険な、石油類やガス類等を貯蔵・処理する施設で、その取扱う量の多いもの
 - ◇ 安心して居住し操業できるよう、大きな騒音や振動を発生させるなど環境を著しく悪化させるおそれのある工場を建設する際は、一定の基準を満たすようにします。
 - ◇ 工場を集積する街区では、安心して操業できるよう、住宅やマンション等の立地を制限します。
 - ◇ 居住し操業するうえで必要な日照等を確保するため、建物の高さを制限します。
- III 住民と企業がともに安心して居住し操業しつづけたいと思える環境につくりかえます。
 - ◇ 沿道の緑化や建詰まりの防止など、つるおいやゆとりが感じられる環境をつくりまします。
 - ◇ 永く住み続けられるよう良質な住宅を誘導します

(2) 住工混在の緩やかな解消のための施策

水走三・四丁目地域を新たに特別用途地区に指定しました(R5)



※特別用途地区とは

当該地区の特性にふさわしい土地利用の実現等のため、条例により土地の制限を強化・緩和し用途地域を補完する制度です。

条例の趣旨を踏まえ、工業集積の維持・保全の推進にむけて、住宅等の立地を制限することにより、住宅と工場の混在を未然に防止するとともに良好な操業環境を保全するため、平成29年4月1日に川田四丁目・水走五丁目を、令和5年7月1日に水走三丁目(国道308号沿いの街区除く)・水走四丁目を特別用途地区(工業保全地区)に指定しています。

(3) モノづくり企業の立地の促進 及び操業の継続のための施策

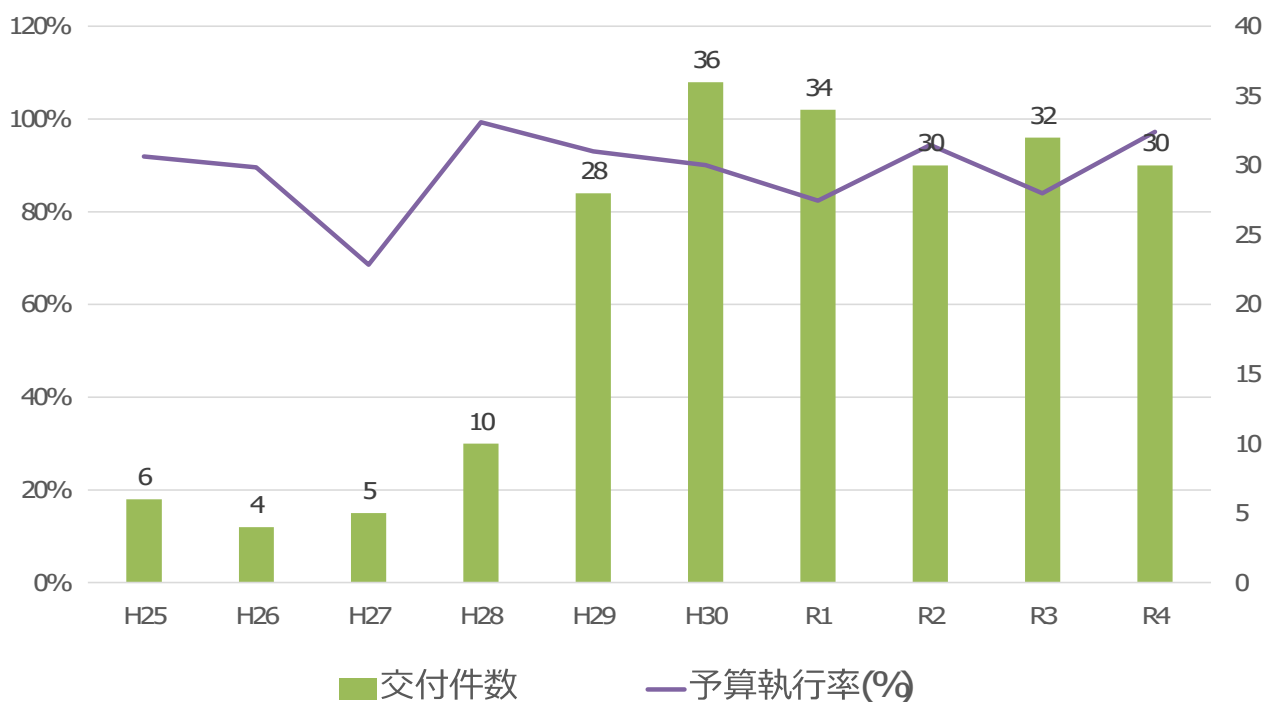
(3) モノづくり企業の立地の促進及び操業の継続のための施策

モノづくり立地促進補助金

概 要	市内の工業専用地域・モノづくり推進地域内で事業者が一定面積以上の工場を新たに立地（新築・建替・増築・取得）した場合、当該工場にかかる土地及び工場の固定資産税及び都市計画税の一定割合を補助金として交付
補助期間	3年間 ※特別用途地区内への工場立地の場合は5年間
補助限度額	当該工場にかかる土地及び工場の 固定資産税及び都市計画税の一定割合
補助要件 (面積要件)	工業専用地域：延床面積1,000㎡以上 モノづくり推進地域：延床面積500㎡以上（特別用途地区は面積要件を適用しない）
補助対象者	当該工場で事業を営むモノづくり企業、当該工場の所有者、当該工場の立地する土地の所有者

(3) モノづくり企業の立地の促進及び操業の継続のための施策

モノづくり立地促進補助金交付実績



(3) モノづくり企業の立地の促進及び操業の継続のための施策

事業用地継承支援対策補助金

概要	既存の一定面積以上の製造業事業用地を、引き続き製造業の事業用地として売却し新たに工場が立地された場合、もとの土地所有者に対して補助金を交付
補助要件	売却する土地の面積：敷地面積250㎡以上 立地する工場の面積：延床面積500㎡以上 ※特別用途地区内は土地利用要件・面積要件を適用しない
補助限度額	500万円
補助率	売買契約金額の3%以内
補助対象者	製造業の事業用地として土地を売却したもとの所有者

(3) モノづくり企業の立地の促進及び操業の継続のための施策

事業用地継承支援対策補助金交付実績

- ・ H26から事業開始（予算額は、例年5,000千円）
- ・ H27の1件（交付額：4,036千円）のみ
- ・ 利活用の促進のため、周知を強化している

(3) モノづくり企業の立地の促進及び操業の継続のための施策

2 まちづくりのルール

地区計画区域内をA地区（住工共生型エリア）とB地区（工場集積型エリア）に分けて、まちづくりのルールを定めています。

A地区（住工共生型エリア）のみのルール

「建築できない用途の建物」を定めています。

■ 次のような用途の施設は建築できません。

✦ ワンルームマンション等の狭小なマンション
(ただし、1戸の床面積が40㎡を超える住戸が全体の2/3以上を有するマンションについては、この限りではない)

例示は、全12戸の場合
 $\frac{7}{12} < \frac{2}{3} \leq \frac{8}{12}$ B戸以上を40㎡以上と

B地区（工場集積型エリア）のみのルール

「建築できない用途の建物」を定めています。

■ 次のような用途の施設は建築できません。

✦ 住宅、マンション、老人ホーム等主に居住の用に供するもの

住宅
マンション
定住型老人ホーム

A地区（住工共生型エリア）・B地区（工場集積型エリア）共通のルール

「建築できない用途の建物」、「建物の高さ制限」、「建物の敷地面積の最低限度」を定めています。

■ 次のような用途の施設は建築できません。

✦ 工場の操業環境や周辺住環境と調和しない施設

- ・ ボーリング場やスケート場などの運動施設
- ・ パチンコ屋や場外馬券売場などの遊技施設
- ・ 床面積3,000㎡以上の大規模なスーパー

✦ 居住し操業するうえで、環境を著しく悪化させるおそれの大きい工場

✦ 危険物の貯蔵や処理を行う施設で取扱う量の多いもの

※騒音・振動の大きい工場は騒音・振動対策をしてくださいます

■ 日照を確保するため、建物の高さを21mまでとします。
(※一般的な建築物でおよそ7階建て)

■ 建物の敷地面積を80㎡より小さく細分化できません。

3 住工共生のまちづくり条例について

■ 住工共生のまちづくり条例に基づく手続きが、別途必要な場合があります。

東大阪市では、市民の良好な住環境とモノづくり企業の操業環境を保全し、創出することにより、住工共生のまちを実現するため、「東大阪市住工共生のまちづくり条例」を制定しています。

■ 当地区計画の区域は全てモノづくり推進地域に指定されています。

本地区計画の区域は、全て同条例における「モノづくり推進地域」に含まれていることから、当地区内で住宅等の建築を行う際には、本地区計画の手続きとは別に、モノづくり推進地域における、所定の手続きを行っていただく必要があります。

(3) モノづくり企業の立地の促進及び操業の継続のための施策

■ 特別用途地区における建物の用途制限の内容

（東大阪市東部大阪都市計画特別用途地区工業安全地区内における建築物の制限に関する条例による）

1. 住宅と工場が混在するのを未然に防止するため、住宅やマンション等の立地を制限します

次の建築物は建築できません。

- ・ 住宅
(住宅で工場、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものであって、居住の用に供する部分の床面積の合計が当該住宅の延べ面積の3分の2を超えないものを除く)
- ・ 共同住宅、寄宿舎、下宿
- ・ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの

※水走三・四丁目において、令和5年7月1日時点で現存する上記の建物の敷地に限ってはこの制限を受けることなく、これまでと同様に建替え等が可能です。
ただし、令和5年7月1日以降に特別用途地区として選した用途の建築物が建てられた場合、以後の建替えについては、この制限が適用されます。

2. 地区内に関係のない車や人が多く入ってこないよう、大規模な店舗や遊戯施設等の立地を制限します

次の建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるものは建築できません。

- ・ 物品販売業を営む店舗又は飲食店
- ・ ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッチング練習場
- ・ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

<特別用途地区指定に必要な手続>

- ・ 素案の作成
- ・ 地元説明会の開催、
- ・ 大阪府との協議
- ・ 案の縦覧、
- ・ 都市計画審議会への付議
- ・ 都市計画決定
- ・ 建築基準法に基づく条例の制定

など

(4) その他住工共生のまちづくり のための施策

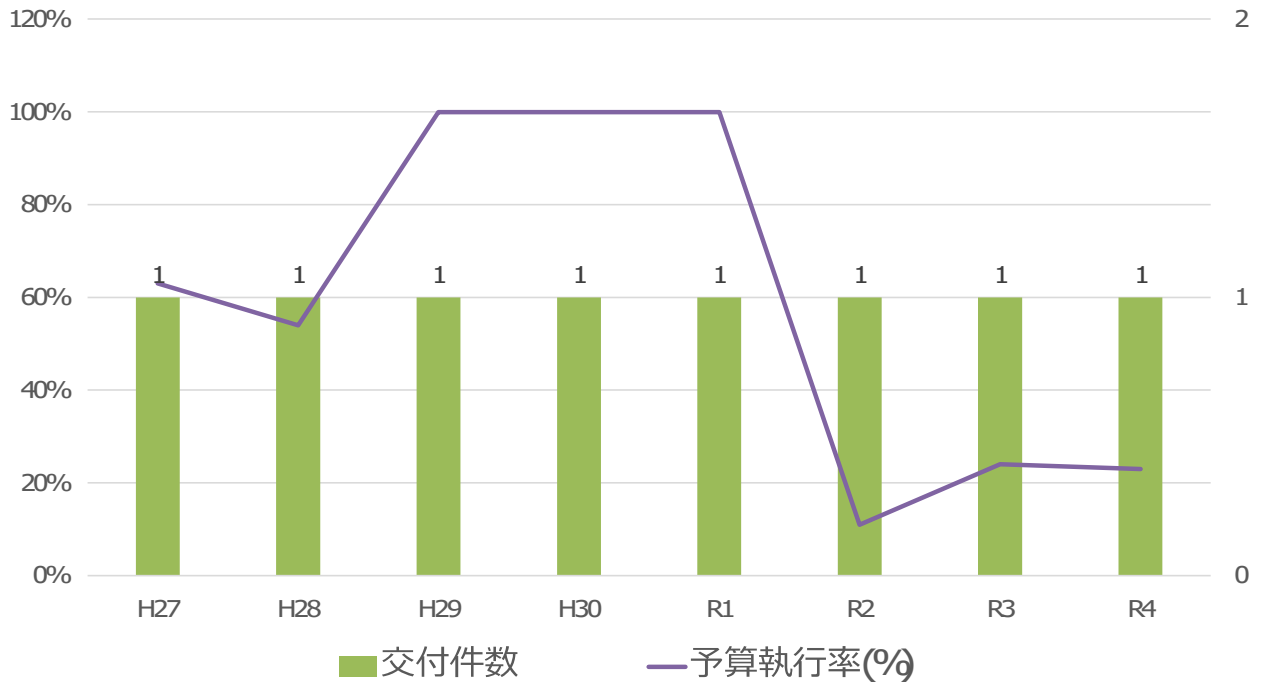
(4) その他住工共生のまちづくりのための施策

住工共生まちづくり活動支援補助金

概要	条例に基づき認定された「住工共生まちづくり協議会」が実施する事業に対して補助金を交付
補助対象経費	「住工共生まちづくり協議会」が実施する事業にかかる経費
補助限度額	10万円
補助率	1/2
補助対象者	現在は「高井田まちづくり協議会」のみ

(4) その他住工共生のまちづくりのための施策

住工共生まちづくり活動支援補助金交付実績



(4) その他住工共生のまちづくりのための施策

住工共生まちづくり審議会を開催

概 要

条例第19条により設置された住工共生まちづくり審議会を開催し、次の事項について審議・報告している。

【審議事項】

- (1) この条例の改廃に関する事。
- (2) この条例に基づく住工共生のまちづくりの推進に関する取組みに関する事。
- (3) モノづくり推進地域の指定及び指定の解除に関する事。
- (4) その他住工共生のまちづくりの推進に関する重要な事項に関する事。

【報告事項】

- ・条例に基づく施策等の実施状況及び前項の規定に基づく意見

○東大阪市住工共生のまちづくり条例

平成25年3月31日東大阪市条例第5号

東大阪市住工共生のまちづくり条例

本市は、モノづくり基盤産業を中心に多種多様な製造業が集積するモノづくりのまちであり、これらの製造業の技術力は、日本の製造業の国際競争力の源泉である。モノづくり企業は、緊密な連携による分業体制により、柔軟な生産ネットワークを構築している。それぞれのモノづくり企業が専門分野に特化することで、その製造技術を深化させ、様々な需要に柔軟に対応できることが本市のモノづくり企業の集積の大きな特徴となっている。

一方、本市は、多くの市民が生活する住宅都市としての側面もあり、交通の利便性が高いことなどを背景に、住居系の地域はもとより、工業地域又は準工業地域における土地についても、住宅用地としての需要がある。

しかし、モノづくり企業の近隣における住宅の建築により、当該モノづくり企業と近隣住民との間で相隣関係における問題が発生していることも事実である。このような事態は、モノづくり企業の操業環境に影響を与えるだけでなく、市民の良好な住環境の観点からも好ましい状況ではない。

職住近接の中、モノづくり企業への市民の就業率が高く、モノづくり企業の集積は、地域経済を支える本市の重要な存立基盤である。このため、市民の良好な住環境とモノづくり企業の操業環境を保全し、創出することにより、住工共生のまちを実現していく必要がある。

そこで、住工共生のまちづくりが本市の更なる発展に欠くことのできないものであることを本市の共通認識とし、市民、モノづくり企業、建築主等、関係者及び市が一体となって、住工共生のまちづくりを総合的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、住工共生のまちづくりについての基本理念を定め、市民、モノづくり企業、建築主等、関係者及び市の責務を明らかにするとともに、住工共生のまちづくりの推進に関する基本的な事項等を定め、市民の良好な住環境及びモノづくり企業の操業環境を保全し、創出することにより、住工共生のまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎、兼用住宅その他の住居の用に供する建築物をいう。
- (2) モノづくり企業 本市の区域内において、製造業を営んでいるものをいう。
- (3) 建築 建築物を新築し、又は増築することをいう。
- (4) 建築主 建築物を建築するために請負契約を締結した注文者又は請負契約によらないで自ら建築物を建築するものをいう。
- (5) 建築主等 建築主及び宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）をいう。
- (6) 関係者 経済団体、自治会、小中学校等及び金融機関をいう。

(基本理念)

第3条 住工共生のまちづくりは、誰もが安全で快適に暮らせるまち、元気に働き活力あふれる経済活動が営まれるまち及びモノづくり企業が果たす役割の重要性を理解し、本市がモノづくりのまちであることに誇りを持つてるまちの実現を図ることを旨として、市民、モノづく

り企業、建築主等、関係者及び市が相互に連携を図りながら、協働して推進されなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、住工共生のまちづくりに関する理解を深め、住工共生のまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(モノづくり企業の責務)

第5条 モノづくり企業は、基本理念にのっとり、住工共生のまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるとともに、その事業活動を行うに当たって、市民の良好な住環境に配慮するものとする。

2 モノづくり企業は、地域社会の一員として、社会的責任を自覚し、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(建築主等の責務)

第6条 建築主等は、基本理念にのっとり、モノづくり企業が果たす役割の重要性を理解し、この条例に基づく義務を果たすとともに、住工共生のまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係者の責務)

第7条 関係者は、基本理念にのっとり、モノづくり企業が果たす役割の重要性を理解し、住工共生のまちづくりに資する自主的な取組みを行うとともに、住工共生のまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念にのっとり、住工共生のまちづくりの推進に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、住工共生のまちづくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(住工共生のまちづくりの推進に関する施策の実施)

第9条 市は、第1条の目的を達成するため、市民、モノづくり企業、建築主等及び関係者と連携して、次に掲げる住工共生のまちづくりの推進に関する施策を実施するものとする。

- (1) 市民とモノづくり企業が共生できる環境形成を促進する施策
- (2) 住工混在の緩やかな解消に資する施策
- (3) モノづくり企業の立地の促進及び操業の継続を支援する施策
- (4) その他住工共生のまちづくりに資する施策

(モノづくり推進地域)

第10条 市長は、モノづくり企業の集積を維持するため、準工業地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域をいう。以下同じ。）として指定されている地域のうちモノづくり企業の土地利用の比率が高い地域及び工業地域（同号に規定する工業地域をいう。以下同じ。）として指定されている地域をモノづくり推進地域として指定することができる。

2 市長は、モノづくり推進地域の全部又は一部についてモノづくり企業の集積を維持する必要がなくなったと認めるときは、当該モノづくり推進地域の全部又は一部について、前項の規定による指定を解除することができる。

3 市長は、モノづくり推進地域を指定し、又は指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、第19条の東大阪市住工共生まちづくり審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、モノづくり推進地域を指定し、又は指定の解除をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(特別用途地区等を活用した住工共生のまちづくりの推進)

第11条 市長は、モノづくり推進地域のうち、特にモノづくり企業の集積を維持し、促進することが必要であると認める地域について、都市計画法に基づく特別用途地区及び地区計画の制度を積極的に活用するものとする。

2 市長は、前項の制度を活用するに当たり、その円滑な推進が図られるよう補助その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(住工共生まちづくり協議会)

第12条 市長は、住工共生のまちづくりを推進することを目的とする団体であって、次に掲げる要件の全てを満たすものを、その申請に基づき、住工共生まちづくり協議会（以下「協議会」という。）として認定することができる。

(1) 代表者を定めていること。

(2) 規約等を定めていること。

(3) 対象区域を定めていること。

(4) 主として、対象区域内の市民、モノづくり企業及び自治会で構成していること。

(5) 対象区域内の市民、モノづくり企業等に対して、協議会の活動への自主的な参加を認めていること。

2 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 解散の届出があったとき。

(2) 前項の認定の要件に適合しなくなったとき。

(3) 基本理念に著しく反したとき。

(重点地区)

第13条 市長は、モノづくり企業の集積を重点的に維持するため、協議会の対象区域内のモノづくり推進地域を重点地区として指定する。

2 市長は、前条第2項の規定に基づき協議会の認定を取り消した場合は、重点地区としての指定を解除する。

3 市長は、重点地区を指定し、又は指定を解除したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(協議会及び重点地区に対する支援)

第14条 市は、住工共生のまちづくりの推進を図るため、協議会が行う取組み及び重点地区に対して必要な支援を行うものとする。

(住宅の建築の協議)

第15条 建築主は、モノづくり推進地域内において住宅を建築しようとするときは、当該建築に係る計画について、あらかじめ、市と協議しなければならない。

2 建築主は、前項の規定による協議に係る住宅について、騒音その他の生活環境に及ぶ影響を自ら低減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(近隣のモノづくり企業等に対する説明)

第16条 建築主は、モノづくり推進地域内において住宅を建築しようとするときは、当該建築に係る計画の周知を図るため、前条第1項の規定による協議を行った後、次に掲げる者に対し、当該建築に係る計画の内容について説明しなければならない。

(1) 当該住宅の敷地と隣接するモノづくり企業その他周辺の地域において市長が必要と認めるモノづくり企業

(2) 当該住宅の敷地が協議会の重点地区内に所在する場合は、その協議会

2 建築主は、前項の説明を行った後、遅滞なく、当該説明に係る結果を市長に報告しなければならない。

(標識の設置)

第17条 建築主は、モノづくり推進地域内において住宅を建築しようとするときは、当該建築に係る計画の周知を図るため、第15条第1項の規定による協議を行った後、当該住宅の敷地内の見やすい場所に、次に掲げる事項を表示した標識を設置しなければならない。

(1) 当該住宅の敷地の所在地

(2) 建築主又はその請負人の氏名又は名称及び連絡先

(3) 当該住宅の種別及び階数

(4) 工事予定期間

(売買等の仲介時の説明)

第18条 宅地建物取引業者は、工業地域若しくは準工業地域内の宅地又はこれらの地域内の住宅の売買又は貸借の仲介をするときは、新たに当該宅地又は住宅を取得し、又は借りようとする者に対して、次の各号に掲げる事項について説明するよう努めなければならない。

(1) 工業地域又は準工業地域の趣旨及び概要等

(2) 公害関係法令に定める規制基準

(3) 近隣のモノづくり企業の立地状況

(4) 土壌汚染調査に関する情報を有している場合は、その情報

(住工共生まちづくり審議会)

第19条 本市に、東大阪市住工共生まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) この条例の改廃に関すること。

(2) この条例に基づく住工共生のまちづくりの推進に関する取組みに関すること。

(3) モノづくり推進地域の指定及び指定の解除に関すること。

(4) その他住工共生のまちづくりの推進に関する重要な事項に関すること。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(施策の実施状況の公表等)

第20条 市長は、毎年度、住工共生のまちづくりについて、この条例に基づく施策等の実施状況を公表し、広く市民、モノづくり企業等の意見を求めるものとする。

2 市長は、毎年度、この条例に基づく施策等の実施状況及び前項の規定に基づく意見を審議会に報告するものとする。

3 市長は、第1項の実施状況について調査及び分析を行うものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第15条から第18条までの規定は、市長が規則で定める日から施行する。（平成25年規則第63号で平成25年10月1日から施行）
- 2 この条例の施行の日において、工業地域として指定されている地域は、モノづくり推進地域として指定されたものとみなす。
- 3 市長は、住工共生のまちづくりの推進に関する施策の実施状況その他この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住工共生のまちづくり条例（平成25年東大阪市条例第5号。以下「条例」という。）の理念に基づき、住工共生のまちづくりのため、住宅とモノづくり企業との相隣環境上の問題解決を図り、もって住工共生のまちの実現に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例の定めるところによる。

(補助金対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助金対象事業」という。）は、住宅の居住者又は所有者等（以下「住宅等」という。）からモノづくり企業が発生する騒音又は振動に関して苦情を申し立てられ、その対策として建築物等の新設、改築、増築、機械設備の改造、交換などの改善を行う事業（生産にかかる機械設備の新規購入は除く）、その他市長が対策として適切と認める事業とし、補助金対象事業について対策を行うモノづくり企業（法人又は個人。以下「補助金対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。

2 前項の苦情の申し立ては、住宅等または住宅等から苦情を受けたモノづくり企業から東大阪市環境部公害対策課への申し出をもって確認とする。

(補助金対象事業となる対策)

第4条 前条の対策について、騒音に対する対策の場合は、次の各号に該当することが予測されるものであること。

- (1) 東大阪市生活環境保全等に関する条例施行規則（昭和48年9月1日東大阪市規則第47号。以下「生活環境条例規則」という。）別表第5（5）に規定されている第1種区域及び第2種区域については、それぞれの区域の基準を遵守できること。
- (2) 生活環境条例規則別表第5（5）に規定されている第3種区域及び第4種区域のうち、既設の学校、保育所の敷地の周囲50メートルの区域及び第2種区域の境界線から15メートル以内の区域については、第2種区域の基準を遵守できること。
- (3) 生活環境条例規則別表第5（5）に規定されている第4種区域のうち、その他の区域については、第3種区域の基準を遵守できること。

2 前条の対策について、振動に対する対策の場合は、次の各号に該当するものであること。

(1) 生活環境条例規則別表（6）に規定されている第1種区域については、その区域の基準を遵守できること。

(2) 生活環境条例規則別表第5（6）に規定されている第2種区域〔I〕及び第2種区域〔II〕については、第1種区域の基準を遵守できること。

（補助金の額）

第5条 補助金の交付の対象として市長が認める経費（以下「補助金対象経費」という。）に2分の1を乗じて得た額以内で、上限1,000,000円とし、補助金交付申請の属する年度ごとに、予算の範囲内において交付する。ただし、補助金の下限額は、100,000円とする。

2 補助金対象事業者が、国・府その他の公共的団体から当該補助金対象事業に係る工事等について補助金の交付を受けた場合あるいは寄付等他に収入（以下「他の補助金等」という。）がある場合、又はその予定がある場合は、補助金対象経費から他の補助金等の金額を差し引いて補助対象経費を算定するものとする。

3 補助金の額に千円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

（補助対象外事業）

第6条

1 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金対象事業としないものとする。

(1) 苦情が申し立てられていないモノづくり企業が実施するもの。

(2) 苦情を申し立てている住宅等が当該モノづくり企業の親族あるいは従業員など、関係者のものであるもの。

(3) 補助金対象事業に対する補助金の額が補助金の下限額に達しないもの。

(4) 補助金対象事業が、法令等に抵触する恐れがあるもの。

(5) その他、市長が補助金対象事業として適当でないと認めるもの。

2 前項の規定に関わらず、事業者が次の各号のいずれかに該当する者(以下、「暴力団等」という)である場合は、補助金対象事業としないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

（補助対象回数）

第7条 補助金対象事業は、事業所ごとに各年度1回とする。

(補助金交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助金対象事業者は、東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付申請書(様式第1。以下「申請書」という。)に次の各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金対象事業概要書
- (2) 補助金対象事業に係る見積書等
- (3) 苦情発生状況報告書
- (4) 東大阪市暴力団排除条例に伴う誓約書
- (5) その他、市長が必要と認める書類

(補助金交付決定の通知)

第9条 市長は、申請書の提出があったときは、内容等を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、あるいは適当でないと認めたときは、東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付・不交付決定通知書(様式第2)により、通知するものとする。

2 市長は、補助金交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金対象事業の完了)

第10条 補助金対象事業者は、補助金交付の決定の通知を受けた後、当該補助金対象事業を速やかに完了するよう努めなければならない。

2 補助金対象事業の完了は第4条各号に適合することの確認又は当該補助金対象事業にかかる苦情の解決をもって完了とする。

(補助金対象事業の完了報告)

第11条 補助金対象事業者は、補助金対象事業の完了後、速やかに東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金対象事業完了報告書(様式第3)に次の各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金対象事業実施報告書
- (2) 補助金対象事業に係る納品書、請求書、領収書
- (3) 苦情対応経過報告書
- (4) 市税にかかる滞納の有無等照会同意書
- (5) その他、市長が必要と認める書類

(交付金額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告に係る書類を審査す

るとともに、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金額を確定し、東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金額確定通知書（様式第4。以下「確定通知書」という。）により通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第13条 確定通知書を受けた補助金対象事業者で、補助金の交付を受けようとする補助金対象事業者は、東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付請求書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

（帳簿の保管、調査及び指示）

第14条 補助金の交付を受けた補助金対象事業者は、関係帳簿について、5年間保管しなければならない。

- 2 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、補助金対象事業者に対して、補助金対象事業に関し報告を求め、又は関係帳簿等を調査することができる。
- 3 市長は、前項の規定による報告又は調査の結果に基づき、補助金対象事業者に対して、当該補助金対象事業の実施について、必要な指示を与えることができる。

（申請内容の変更等）

第15条 補助金対象事業者は、補助金対象事業について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金対象事業変更・中止・廃止届出書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請書又は添付書類に記載した事項に変更が生じたとき。ただし、軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 補助金対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 補助金対象事業が予定期間内に完了せず、又は補助金対象事業の遂行が困難となったとき。

- 2 補助金対象事業者は、補助金対象事業について、補助要件又は事業費等に変更が生じた場合、又は生じることが判明した場合、速やかに東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金対象事業変更承認申請書（様式第7。以下「変更承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 3 変更承認申請書には、変更に係る事項が明確に判明できる書類を添付しなければならない。
- 4 市長は、変更承認申請書の提出があつたときは、内容等を審査し、変更を承認することが適当と認めるとき、あるいは変更を承認することが不適当と認めるときは、東大

阪市住工共生相隣環境対策支援補助金対象事業変更承認・不承認通知書（様式第8）により通知するものとする。

- 5 補助金対象事業者が、申請を取り下げようとするときは、東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付申請取り下げ届出書（様式第9）を市長に提出しなければならない。
（地位の承継）

第16条 補助金対象事業者に係る相続、合併等により、補助金対象事業に係る事業を承継しようとする者は、東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付決定事業承継届出書（様式第10。以下「承継届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 承継届出書には、承継に係る事項が明確に判明できる書類を添付しなければならない。
（交付決定の取消し等）

第17条 市長は、補助金対象事業者又は補助金対象事業が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定に付された条件に違反したとき。
- (3) 完了報告時において、市税を滞納しているとき。
- (4) 補助金対象事業が完了しているにも関わらず、事業完了報告がなされなかったとき。
- (5) 補助金対象事業を中止し、若しくは廃止したとき、又は補助金対象事業が中止若しくは廃止の状態にあると市長が認めたとき。
- (6) 暴力団等であることが判明したとき。
- (7) その他この要綱に定める条件に違反したとき。

- 2 市長は前項に基づき補助金対象事業の交付決定を取り消した場合には、東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付決定取消通知書（様式第11）により通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の場合において、補助金対象事業者が既に補助金の交付を受けているときは、その全額又は一部の返還を命ずることができる。

（財産の管理）

第18条 補助金対象事業者は、補助金対象事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、補助金対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（財産の処分の制限）

第19条 補助金対象事業者は、取得財産の取得後5年間は、取得財産を市長の承認を受

けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

2 補助金対象事業者は、取得財産の取得後5年間、毎年度、東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金取得財産等状況報告書(様式第12)を市長に提出しなければならない。

(警察署長からの意見聴取)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助金対象事業者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(東大阪市補助金等交付規則の適用)

第21条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、東大阪市補助金等交付規則(平成元年東大阪市規則第13号)の規定によるものとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年7月8日から施行する。

附 則

- 1 平成31年3月31日までの間に完了した補助対象事業については、第5条第1項の適用について、同条同項中「2分の1」とあるものを「3分の2」に、「上限1,000,000円」とあるものを「上限3,000,000円」と読み替えるものとする。
- 2 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

- 1 平成31年4月1日以降に完了した補助対象事業については、第5条第1項の適用について、「上限1,000,000円」とあるものを「上限3,000,000円」と読み替えるものとする。
- 2 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付要綱新旧対照表（案）

新	旧
<p>(補助金対象事業等)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助金対象事業」という。）は、<u>周辺住民の生活環境の保全を図るため、モノづくり企業から発生する騒音又は振動対策として建築物等の新設、改築、増築、機械設備の改造、交換などの改善を行う事業（生産にかかる機械設備の新規購入は除く。）</u>その他市長が対策として適切と認める事業とし、補助金対象事業について対策を行うモノづくり企業（法人又は個人。以下「補助金対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。</p> <p>(補助対象外事業)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金対象事業としないものとする。</p> <p>(1) <u>補助金対象事業に対する補助金の額が補助金の下限額に達しないもの。</u></p> <p>(2) <u>補助金対象事業が、法令等に抵触する恐れがあるもの。</u></p> <p>(3) <u>その他市長が補助金対象事業として適当でないと認めるもの。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(補助金交付の申請)</p>	<p>(補助金対象事業等)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助金対象事業」という。）は、<u>住宅の居住者又は所有者等（以下「住宅等」という。）からモノづくり企業が発生する騒音又は振動に関して苦情を申し立てられ、その対策として建築物等の新設、改築、増築、機械設備の改造、交換などの改善を行う事業（生産にかかる機械設備の新規購入は除く。）</u>その他市長が対策として適切と認める事業とし、補助金対象事業について対策を行うモノづくり企業（法人又は個人。以下「補助金対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。</p> <p><u>2 前項の苦情の申し立ては、住宅等または住宅等から苦情を受けたモノづくり企業から東大阪市環境部公害対策課への申し出をもって確認とする。</u></p> <p>(補助対象外事業)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金対象事業としないものとする。</p> <p>(1) <u>苦情が申し立てられていないモノづくり企業が実施するもの。</u></p> <p>(2) <u>苦情を申し立てている住宅等が当該モノづくり企業の親族あるいは従業員など、関係者のものであるもの。</u></p> <p>(3) <u>補助金対象事業に対する補助金の額が補助金の下限額に達しないもの。</u></p> <p>(4) <u>補助金対象事業が、法令等に抵触する恐れがあるもの。</u></p> <p>(5) <u>その他市長が補助金対象事業として適当でないと認めるもの。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(補助金交付の申請)</p>

第8条 補助金の交付を受けようとする補助金対象事業者は、東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に次の各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金対象事業概要書
- (2) 補助金対象事業に係る見積書等
- (3) 東大阪市暴力団排除条例に伴う誓約書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金対象事業の完了）

第10条 （略）

2 補助金対象事業の完了は第4条各号に適合することの確認をもって完了とする。

（補助金対象事業の完了報告）

第11条 補助金対象事業者は、補助金対象事業の完了後、速やかに東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金対象事業完了報告書（様式第3）に次の各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金対象事業実施報告書
- (2) 補助金対象事業に係る納品書、請求書、領収書
- (3) 市税にかかる滞納の有無等照会同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第1（第8条関係）

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）東大阪市長

第8条 補助金の交付を受けようとする補助金対象事業者は、東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に次の各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金対象事業概要書
- (2) 補助金対象事業に係る見積書等
- (3) 苦情発生状況報告書
- (4) 東大阪市暴力団排除条例に伴う誓約書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金対象事業の完了）

第10条 （略）

2 補助金対象事業の完了は第4条各号に適合することの確認又は当該補助金対象事業にかかる苦情の解決をもって完了とする。

（補助金対象事業の完了報告）

第11条 補助金対象事業者は、補助金対象事業の完了後、速やかに東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金対象事業完了報告書（様式第3）に次の各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金対象事業実施報告書
- (2) 補助金対象事業に係る納品書、請求書、領収書
- (3) 苦情対応経過報告書
- (4) 市税にかかる滞納の有無等照会同意書
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第1（第8条関係）

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）東大阪市長

申請者 住 所
名 称
(ふりがな) ()
代表者氏名

(法人に有っては主たる事務所の所在地、
法人名称、代表者肩書氏名)

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付要綱第8条の規定により補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 補助金対象事業名 :
2. 補助金対象事業の実施事業所名称 :
3. 補助金対象事業の実施事業所所在地 :
4. 補助金対象事業概要 :
5. 補助金対象事業に係る見積書等 :
6. 東大阪市暴力団排除条例に伴う誓約書 :

申請者 住 所
名 称
(ふりがな) ()
代表者氏名

(法人に有っては主たる事務所の所在地、
法人名称、代表者肩書氏名)

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付要綱第8条の規定により補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 補助金対象事業名 :
2. 補助金対象事業の実施事業所名称 :
3. 補助金対象事業の実施事業所所在地 :
4. 補助金対象事業概要 :
5. 補助金対象事業に係る見積書等 :
6. 苦情発生状況 :
7. 東大阪市暴力団排除条例に伴う誓約書 :

様式第3 (第11条関係)

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金対象事業完了報告書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

報告者 住 所
氏 名

(法人に有っては主たる事務所の所在地、
法人名称、代表者肩書氏名)

様式第3 (第11条関係)

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金対象事業完了報告書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

報告者 住 所
氏 名

(法人に有っては主たる事務所の所在地、
法人名称、代表者肩書氏名)

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知を受けた補助金対象事業について完了しましたので、同要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 決定番号 : 第 号
2. 決定年月日 : 年 月 日
3. 補助金対象事業名 :
4. 補助金対象事業の実施事業所名称 :
5. 補助金対象事業の実施事業所所在地 :
6. 補助金対象事業実施報告書
7. 補助金対象事業に係る納品書、請求書、領収書 :
8. 市税にかかる滞納の有無等照会同意書

東大阪市住工共生相隣環境対策支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知を受けた補助金対象事業について完了しましたので、同要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 決定番号 : 第 号
2. 決定年月日 : 年 月 日
3. 補助金対象事業名 :
4. 補助金対象事業の実施事業所名称 :
5. 補助金対象事業の実施事業所所在地 :
6. 補助金対象事業実施報告書
7. 補助金対象事業に係る納品書、請求書、領収書 :
8. 苦情対応経過報告書 :
9. 市税にかかる滞納の有無等照会同意書